



延長給付（「特別な事情」による支給期間の延長）について

育児休業手当金の支給期間は、**原則育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）**までの期間です。ただし、その子が1歳（パパ・ママ育休プラス制度により延長されている場合は1歳2か月）に達する日の翌日における状況が下記の「特別な事情」に該当する場合は、その子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業手当金の支給期間が延長されます。さらに、その子が1歳6か月に達する日の翌日における状況が下記の「特別な事情」に該当する場合は、その子が2歳に達するまでの間、育児休業手当金の支給期間が延長されます。

なお、1歳以後の請求は、月ごとに必要となります。「育児休業手当金請求書（1歳超分）」に保育に関する状況に応じた下記書類を添付し、所属所を通じて提出してください。

「特別な事情」

- 1 育児休業に係る子について、**その子が1歳に達するまでに、少なくとも1歳に達する日の翌日を保育所入所希望日**として、市区町村に保育の申込みを行っているが、1歳（または1歳6か月）に達する日後の期間について、その実施が行われなるとき。

添付書類 ・「市区町村長が発行した保育所入所保留通知書」（原本）
（注）自治体で定められている保育所の申込期日にご注意ください。
・育児休業承認辞令の写し

- 2 常態として育児休業に係る子の養育を行っている組合員の配偶者が、その子が1歳（または1歳6か月）に達する日後の期間について、次のいずれかに該当したとき。

（1）死亡したとき

添付書類 ・世帯全員について記載された住民票の写し
・母子健康手帳の写し（保護者氏名が記載されているページ）
・育児休業承認辞令の写し

（2）負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

添付書類 ・養育を予定していた当該配偶者の状態についての医師の診断書等
・母子健康手帳の写し（保護者氏名が記載されているページ）
・育児休業承認辞令の写し

（3）婚姻の解消その他の事情により当該配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。

添付書類 ・世帯全員について記載された住民票の写し
・母子健康手帳の写し（保護者氏名が記載されているページ）
・育児休業承認辞令の写し

（4）当該配偶者が6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

添付書類 ・母子健康手帳の写し（保護者氏名、出産予定日及び出生の年月日が記載されているページ）
又は、医師が交付する当該事実についての診断書 等
・育児休業承認辞令の写し

次の場合は「特別な事情」に該当しないため請求できません。

- ・市区町等に保育所への入所の可否を問い合わせただけで、実際に保育所への入所申込みを行っていない。
- ・市区町等への保育所への入所申込の手続きが、1歳に達する日までに終わっていない。
- ・保育所への入所申込の際の入所希望日が1歳の誕生日の翌日以降となっている。
- ・保育所入所の内定を受けたにもかかわらず、辞退している。

育児休業手当金の給付制度を適切に利用していただくために、制度趣旨とは異なる請求があった場合には、支給できません。

例えば、1歳に達する日までに職務に復帰する意思がないにもかかわらず、育児休業手当金の延長給付の受給を目的として保育所への入所を申し込み、その保育所に入れなかったことを理由として育児休業手当金の延長給付を請求することは、制度趣旨に合致しているとは言えず、育児休業手当金の延長給付の要件を満たしません。

なお、調査等により趣旨に合致しない給付が判明した場合は、返納していただきますのでご注意ください。



医師の指示により治療用装具(コルセット、子どもの弱視治療眼鏡等)を作成した場合、費用を請求できます

医師が治療上必要であると認め、医師の指示により治療用装具を作成した場合、支給基準に基づき給付されます。

$$\text{給付額}^{(*)} = \text{作成に要した費用} \times 0.7^{(*)}$$

※装具によっては、給付額に上限があります。

※義務教育就学前は給付率0.8です。
70歳以上は別途定められています。



請求方法 「療養費・家族療養費請求書」に以下の書類を添付して所属所に提出してください。
請求書の様式については、所属所にお問い合わせいただくか、兵庫支部ホームページよりダウンロードしてください。



兵庫支部トップページ → 兵庫支部について → 様式ダウンロード → 短期給付に関する様式(給付担当)

事由	添付書類
医師が治療上必要と認めた装具を購入したとき	<ul style="list-style-type: none"> 医師の意見書及び装着証明書の原本 領収書の原本 (明細書が別にある場合は明細書の原本) 靴型装具の場合のみ当該装具の写真
9歳未満の小児が、小児弱視や斜視等の治療用として用いる眼鏡、コンタクトレンズを購入したとき	<ul style="list-style-type: none"> 医師の作成指示書の原本 領収書の原本 (明細書が別にある場合は明細書の原本) <p>※再度購入する場合、5歳未満の場合は前回の購入日から1年経過後、5歳以上の場合は2年経過後に購入したものが給付対象になります。</p>

75歳以上の組合員の皆さまへ

～令和6年4月から福祉事業掛金の徴収を行う予定です～

現在、75歳以上の組合員(※1)の皆さまについては、福祉事業掛金の徴収を行っていませんが、令和6年4月から他の組合員の皆さまと同様に、福祉事業に係る掛金を下表の率により徴収予定です。

これは、令和4年10月からの地方公務員共済組合制度の非常勤職員等への適用拡大により、75歳以上の組合員数が大きく増加したことによるものです。

福祉事業に係る掛金率 [組合員年齢別] (※2)

現行 (令和5年4月1日現在)		改定案 (令和6年4月から)	
75歳未満	75歳以上	75歳未満	75歳以上
1000分の1.41	-	1000分の1.41	1000分の1.41

※1 65歳以上75歳未満で一定の障害状態にある組合員を含みます(後期高齢者医療制度の被保険者の対象者と同じです。)

※2 表内に記載の割合は、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する率です。

福祉事業掛金を徴収する際は、短期掛金(令和5年度の率は1000分の4.07)と合算して徴収されます。

今年度の助成金申請はお済みですか？

●被扶養配偶者がん検診助成

40歳以上になる被扶養配偶者（昭和59年4月1日以前に生まれた方）を対象に、がん検診受診料の一部を助成します。

限度額：一人あたり年度内**4,000円**

請求方法：「令和5年度被扶養配偶者がん検診助成金請求書」に必要事項を記入し、領収書（がん検診を受診したことが分かるもの）を添付して、公立学校共済組合兵庫支部に提出してください。

請求期限：令和6年3月18日（月）必着



●インフルエンザ予防接種助成

組合員本人（年齢制限なし）を対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

限度額：一人あたり年度内**1,000円**（請求は1回のみ）

請求方法：「令和5年度インフルエンザ予防接種助成金請求書」に必要事項を記入し、領収書（インフルエンザ予防接種を受けたことが分かるもの）を添付して、**各所属事務担当者**に提出してください。

※**事務担当者によるオンライン申請**となります。

※実施人員25,500人に達した場合は、助成は終了します。申請者数が実施人員に近づいたら、事前にHP等でお知らせします。

請求期限：令和6年3月18日（月）（事務担当者申請期限）



LINEメンタルヘルス相談（本部事業）

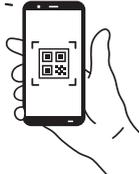
共済組合本部の健康相談事業として、教育現場で働く皆さまのためのLINEを使用したメンタルヘルス相談窓口を開設しました。「心の専門家」の公認心理師・臨床心理士等が、親身になってあなたの悩みにお応えします。



「心ほっとサポート
@公立学校共済」

(ID: @kouritukyosai_mh)

↓ 友だち追加はこちらから



【対象者】

組合員本人

【相談日】

毎週土・日・月曜日（祝日・年末年始を含む）

【受付時間】

18:00～22:00

【利用方法】

- (1) LINEで公式アカウントを友だちに追加
- (2) トーク画面を開き、「利用規約を確認する」をタップ（共済組合サイトにジャンプする）
- (3) 「ご相談の前に」と「利用規約」を確認後、サイトを閉じる（LINE画面に戻る）
- (4) 「相談する」をタップし、メッセージに相談内容を入力して送信

LINE相談受付時間外は、電話相談等をご利用ください。

電話・面談メンタルヘルス相談 TEL 0120-783-269（月～土曜日 10:00～22:00）

Web相談（こころの相談） URL <https://www.mh-c.jp/>（24時間受付 ログイン番号：783269）

被扶養者に関するQ & A

共済組合の被扶養者に関するよくある質問にお答えします！

Q1 被扶養者がアルバイトをしています。
扶養認定を継続するためには、どんなことに注意すればよいですか？

A1 月々の給与額に注意してください。
連続する3か月の収入の実績をみて、その平均額が10万8,334円以上となった時点で、3か月目の給料日の翌日で認定取消しになります。
※年間の給与見込額が130万円未満であっても同様です。
※人手不足による労働時間延長に伴う一時的な収入変動で年額130万円以上の所得が見込まれる場合に、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明が提出された場合は認定継続できます。(令和5年11月21日付け公共兵第516号「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて(通知)」を確認してください。)

毎月の収入確認が
大切だね！



Q2 60歳未満の被扶養者が確定申告を行いました。
所得限度額の130万円を超えているかは、どのように確認したら良いですか。

A2 所得額は、総収入額から当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除して算出します。必要経費は所得税法上の必要経費がそのまま認められるわけではなく、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、貸倒金、利子割引料、雑費等が控除できません。
控除できる経費を差し引いた結果が130万円以上になると、確定申告を行った日をもって、認定取消しとなります。

確定申告をした時は
注意しないとね！



Q3 配偶者が退職して会社の健康保険の資格を喪失しました。
被扶養者としての認定は可能ですか。

A3 退職後、被扶養者の認定要件を満たしていれば、共済組合の被扶養者として認定することができます。必要に応じて認定の申告をしてください。
退職後31日以上を経過して届け出た場合、**届出日からの認定**になります。この場合、退職日の翌日から認定することができないので、速やかに手続を行ってください。
※被扶養者として認定後、日額3,612円以上、60歳以上の方は日額5,000円以上の雇用保険(失業給付)を受給する場合は、認定取消しになります。失業給付の受給終了後、認定要件を満たしている場合は再度認定手続を行ってください。なお、給付制限期間は認定可能です。

被扶養者の手続は
できるだけ
早くしよう！



認定取消しする場合は、**被扶養者の認定取消しの申告と併せて「被扶養者証」を返却してください。**

また、60歳未満の配偶者については、共済組合への認定・取消しの手続きの際に**「国民年金第3号被保険者関係届」**を併せて提出してください。

